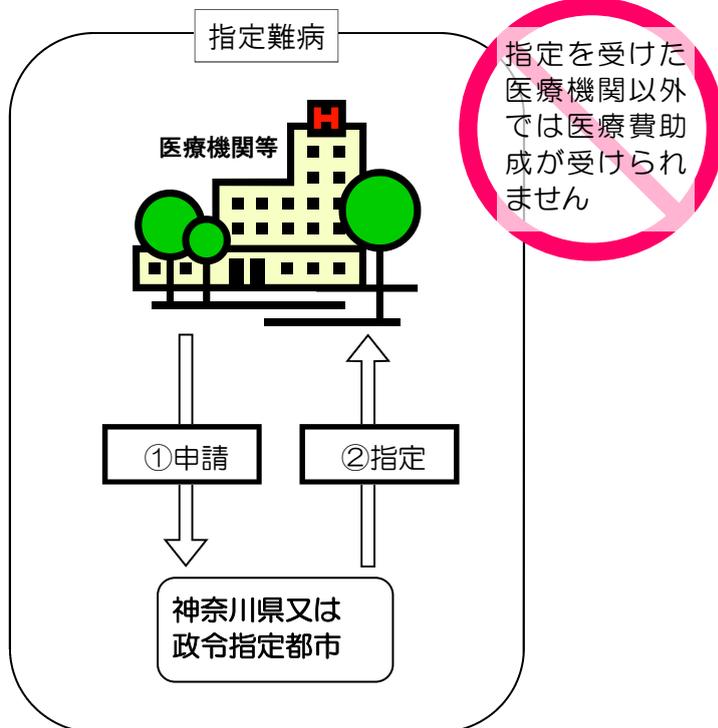
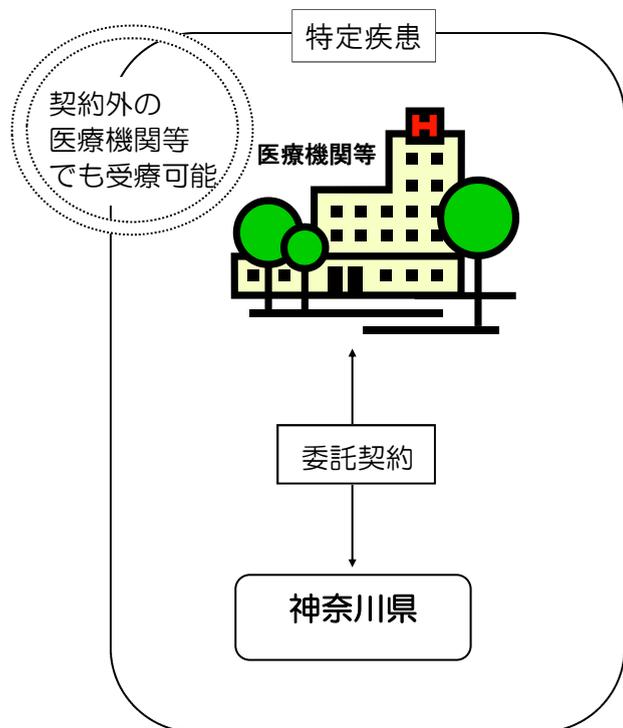


指定難病医療費助成制度における 指定医療機関の指定申請手続きについて

- 平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が公布され、平成27年1月1日から指定難病医療費助成制度が実施されています。
- 新制度では、原則、県知事又は政令指定都市市長の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、指定難病患者の方が医療費助成を受けることができます。（指定医療機関以外で受療された際の医療費については、現物給付の対象とならないのみでなく、償還払いの対象にもなりません。）
- 指定医療機関の指定を受けるためには、医療機関等からの申請の手続きが必要となります。
- 2ページ以降に申請手続きについて記載しておりますので、御参照の上、必要な手続きを行ってくださいますようお願いいたします。



特定疾患の委託契約が廃止となるわけではありません

スモン等の特定疾患については、引き続き委託契約の締結が必要となります。

【問合せ先】

神奈川県がん・疾病対策課 難病対策グループあて
電話：045-210-4777（直通）

指定医療機関の要件・責務

【要件】

- 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
- 法第14条第2項で定める欠格事項（4ページ参照）に該当していないこと。

【責務】

- 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の指定申請手続き等

【対象】

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）に所在地を置く医療機関
※政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に所在地を置く医療機関の方は、各政令指定都市にて申請手続きを行ってください。

【申請手続】

別添「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」を神奈川県あてに提出してください。

【提出先】

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県がん・疾病対策課 難病対策グループあて

【留意事項】

- 指定された場合、神奈川県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を神奈川県が公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。有効期間の更新には更新手続きが必要です。
- 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。